

《東通消防署からのお知らせ》

春の火災予防運動

平成29年春の火災予防運動が県下一致に実施されます。

春は空気が乾燥し、風の強い日が多くなります。行楽や入山者の火の不始末やタバコの投げ捨てにより火災が発生しやすい時季となります。

火の取扱いには十分注意し、火事のない明るい毎日を過ごしましょう。

☆実施期間 4月10日(月)～4月16日(日)

※防火パレード 4月10日実施予定

統一標語 消しましよう その火その時 その場所で

※防火パレードの際、サイレンを使用しますので火災と間違わないようお願いします。

3つの習慣

- 寝タバコは、絶対やめる。
- ストーブの近くに燃えやすい物を置かない。
- ガスコンロのそばを離れる時は、火を消す。



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を設置する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器の点検・設置・取替

住宅用火災警報器の乾電池の残量が少なくなると、もしもの時に正しく作動しない可能性があります。半年に一度は点検をお願いします。

点検方法は、ボタンを押すタイプと紐を引くタイプがあります。メーカーによって異なりますので、取扱い説明書を確認してください。

まだ住宅用火災警報器を設置していない家庭にあっては、早めの設置をお願いします。取り付ける箇所は、就寝中の逃げ遅れを防ぐために寝室への取り付けが義務付けられています。

住宅用火災警報器にも寿命があります。乾電池式のものは、本体及び乾電池の寿命が10年となっていますので、乾電池が寿命の場合本体を買い換えてください。

<問合せ先>東通消防署・ ☎ 27-2199

夜間の納付窓口・納税相談のご案内

水産物の不漁や畠作物の不作等による厳しい状況の中、仕事などで日中に税金の納付や相談が困難な方のために下記の日程で夜間の納付窓口及び納税相談窓口を開設いたします。



- ◆日 時 4月25日(火)～27日(木) 17時～20時
- ◆場 所 東通村役場 税務住民課(正面玄関からお入りください)

※納税相談や連絡・納付のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理により税金の徴収を専門に行う「青森県市町村税滞納整理機構」への移管もありますので適正な納税をお願いいたします。

※住民票や所得証明書等の発行は行っておりませんので予めご了承ください。

<問合せ先>税務住民課 税政グループ ☎ 27-2111 (代表)